

感染症による出席停止について

校長は、生徒が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあったり、またはかかるおそれがあるときは、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止をさせることができます。
この期間は、治療に専念していただくようお願いします。

〈学校保健安全法施行規則第 18 条〉

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 第 1 種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。)
- 第 2 種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第 3 種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

出席停止期間について

【インフルエンザの出席停止の期間の例】

出席停止の 期間の基準	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
----------------	---

・発症後2日目に解熱した場合（児童・生徒）

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発 症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	<u>出 席 可 能</u>
		解 熱	1日目	2日目		

・発症後4日目に解熱した場合（児童・生徒）

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発 症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		<u>出 席 可 能</u>
				解 熱	1日目	2日目	

※ ただし、病状により学校医やその他の医師が感染のおそれがないと認めた場合には、出席可能

【新型コロナウイルスの出席停止の期間の例】

出席停止の 期間の基準	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
----------------	----------------------------------

・発症後2日目に軽快した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発 症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出 席 可 能
		軽 快	1日目			

・発症後4日目に軽快した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発 症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出 席 可 能
				軽 快	1日目	